

## 新公立病院改革プランの概要

別添2

団体コード	205907
施設コード	001

本様式作成日：平成 29 年 2 月 8 日

団体名	飯綱町	選択式 公営企業法財務適用、 公営企業法全額適用、 地方独立行政法人、指 定管理者制度、利用 料金制、指定管理者 制度(代行制)、診療 所、民間病院						
プランの名称	飯綱町立飯綱病院改革プラン							
策定期日	平成 29 年 3 月 日							
対象期間	平成 29 年度 ~ 平成 32 年度							
病院の現状	病院名	飯綱町立飯綱病院	現在の経営形態	公営企業法財務適用				
	所在地	長野県上水内郡飯綱町大字牟礼2220番地						
	病床数	病床種別	一般	療養	精神	結核	感染症	計
		一般・療養病床の病床機能	110	51				161
		高度急性期	急性期	回復期	慢性期	計※	※一般・療養病床の合計数と一致すること	
				110	51	161		
診療科目	科目名	内科、消化器科、循環器科、外科、整形外科、形成外科、脳神経外科、耳鼻咽喉科、眼科、リハビリテーション科、リウマチ科、麻酔科、歯科、矯正歯科、小児科 (計15科目)						
① 地域医療構想を踏まえた役割の明確化	① 地域医療構想を踏まえた当該病院の果たすべき役割(対象期間末における具体的な将来像)	当院の理念に基づき公立病院として医療を通じ、住民の健康と福祉の増進を図るとともに、長野県地域医療構想を踏まえ、地域病院としての役割を担う運営を行います。 飯綱町内唯一の病院として町内3診療所との連携により飯綱町民を中心に、現在の診療科目15科を維持し、一次救急から二次救急による外来及び入院患者への医療の提供並びに救急告示病院として、町民と健康と命を守るために安心と信頼の医療を提供する。						
	平成37年(2025年)における当該病院の具体的な将来像	長野県地域医療構想及び介護療養病床の転換方針を踏まえ、平成29年度以降に飯綱病院事業検討委員会を開催し、介護療養病床の医療病床への転換等病院の機能の方向を示す。 超高齢化が予想される中、高齢者の中でも近隣市町村への通院困難な交通弱者において医療提供を行い、通院できない患者に対しては在宅医療を実施、慢性期医療の医療の実施、一方では急性期医療及び透析医療を実施し、安定的に継続して良質な医療を提供する。 さらに飯綱町の「保健・医療・福祉」の連携の拠点として、町民の疾病予防、健診、医療相談、認知症予防、子育て支援センターへの協力等の活動を行う。 ※災害が発生した場合は、地域の災害医療拠点として被災者への医療を担う						
	② 地域包括ケアシステムの構築に向けて果たすべき役割	在宅医療にかかる病院の役割を示すなど、介護療養病床の転換を踏まえ保健福祉行政と連携し具体的な機能を示す。						
	③ 一般会計負担の考え方(繰出基準の概要)	総務省で通知する繰入基準を基本とし、地域医療を維持するうえで救急医療、高度医療、研究研修等の他、飯綱病院事業検討委員会の提言を考慮し、町長が必要と認める内容について判断する。 ① 病院の建設改良費に要する経費 ② 救急医療に関する経費 ③ ①及び②以外に地方公営企業繰出基準から総体的に町財政計画との整合性による財政措置						
	④ 医療機能等指標に係る数値目標							
	1) 医療機能・医療品質に係るもの	26年度 (実績)	27年度 (実績)	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
(例)救急患者数(人)	369	340	340	340	340	340	340	
(例)手術件数(件)	336	354	355	355	355	355	355	
2) その他	26年度 (実績)	27年度 (実績)	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度	備考
(例)患者満足度(%)								
⑤ 住民の理解のための取組	点検、評価について広報及びホームページで公開する。							



③ 再編・ネットワーク化	当該公立病院の状況	<input type="checkbox"/> 施設の新設・建替等を行う予定がある <input type="checkbox"/> 病床利用率が特に低水準(過去3年間連続して70%未満) <input checked="" type="checkbox"/> 地域医療構想等を踏まえ医療機能の見直しを検討する必要がある			
	二次医療又は構想区域内の病院等配置の現況				
	当該病院に係る再編・ネットワーク化計画の概要  (注) 1詳細は別紙添付可 2具体的な計画が未定の場合は、①検討・協議の方向性、②検討・協議体制、③検討・協議のスケジュール、結論を取りまとめる時期を明記すること。	<時 期>	<内 容>		
④ 経営形態の現況 (該当箇所に✓を記入)	<input checked="" type="checkbox"/> 公営企業法財務適用 <input type="checkbox"/> 公営企業法全部適用 <input type="checkbox"/> 地方独立行政法人 <input type="checkbox"/> 指定管理者制度 <input type="checkbox"/> 一部事務組合・広域連合				
経営形態の見直し(検討)の方向性 (該当箇所に✓を記入、検討中の場合は複数可)	<input checked="" type="checkbox"/> 公営企業法全部適用 <input checked="" type="checkbox"/> 地方独立行政法人 <input type="checkbox"/> 指定管理者制度 <input type="checkbox"/> 民間譲渡 <input type="checkbox"/> 診療所化 <input type="checkbox"/> 老健施設など、医療機関以外の事業形態への移行				
経営形態見直し計画の概要  (注) 1詳細は別紙添付可 2具体的な計画が未定の場合は、①検討・協議の方向性、②検討・協議体制、③検討・協議のスケジュール、結論を取りまとめる時期を明記すること。	<時 期>	<内 容>			
(5)(都道府県以外記載)新改革プラン策定に関する都道府県からの助言や再編・ネットワーク化計画策定への都道府県の参画の状況					
※ 点検・評価・公表等	点検・評価・公表等の体制 (委員会等を設置する場合その概要)	有識者等を含めた「病院事業検討委員会」により点検・評価を行う。 病院事業検討委員会は、病院管理職、町理事者、町議会議員代表、住民代表、外部有識者で構成されている。			
点検・評価の時期(毎年〇月頃等)		毎年10月頃			
公表の方法		町広報誌及び病院ホームページで公表する。			
その他特記事項		介護療養病床の転換方針と地域医療構想を踏まえ、平成29年度以降に飯綱病院事業検討委員会を開催し、介護療養病床の医療病床への転換、繰入金の見直し等を中心に必要な項目について検討し、経常経費の黒字化に向けて改革プランの改定を行う。			

## 1. 収支計画 (収益的収支)

(単位:百万円、%)

年度		26年度 (実績)	27年度 (実績)	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度	
区分	年度								
収	1. 医業収益 a	1,894	1,849	1,874	1,914	1,907	1,916	1,907	
	(1) 料金収入	1,756	1,746	1,780	1,789	1,783	1,792	1,783	
	(2) その他の	138	103	94	125	124	124	124	
	うち他会計負担金	60	25	19	45	44	44	44	
	2. 医業外収益	266	290	277	274	275	276	272	
	(1) 他会計負担金・補助金	77	78	83	151	150	149	147	
	(2) 国(県)補助金			1					
	(3) 長期前受金戻入	176	204	185	115	117	119	117	
	(4) その他の	13	8	8	8	8	8	8	
	経常収益(A)	2,160	2,139	2,151	2,188	2,182	2,192	2,179	
支	1. 医業費用 b	2,077	2,111	2,159	2,104	2,100	2,098	2,096	
	(1) 職員給与費 c	974	986	1,016	1,026	1,026	1,026	1,026	
	(2) 材料費	289	320	323	323	323	323	323	
	(3) 経費	569	563	568	568	568	568	568	
	(4) 減価償却費	239	235	245	180	176	174	172	
	(5) その他の	6	7	7	7	7	7	7	
	2. 医業外費用	118	126	75	71	69	66	63	
	(1) 支払利息	47	45	44	40	38	35	32	
	(2) その他の	71	81	31	31	31	31	31	
	経常費用(B)	2,195	2,237	2,234	2,175	2,169	2,164	2,159	
	経常損益(A)-(B)	(C)	▲35	▲98	▲83	13	13	28	20
特別損益	1. 特別利益(D)								
	2. 特別損失(E)	567	12	1	1	1	1	1	
	特別損益(D)-(E)	(F)	▲567	▲12	▲1	▲1	▲1	▲1	
	純損益(C)+(F)	▲602	▲110	▲84	12	12	27	19	
	累積欠損金(G)	312	423	507	495	483	456	437	
不	流動資産(ア)	756	550	676	656	599	545	488	
良	流動負債(イ)	449	426	461	505	521	513	475	
債	うち一時借入金								
務	翌年度繰越財源(ウ)								
	当年度同意等債で未借入(エ)								
	又は未発行の額(エ)								
	差引[(イ)-(エ)]-[(ア)-(ウ)](オ)	▲307	▲124	▲215	▲151	▲78	▲32	▲13	
	経常収支比率 $\frac{(A)}{(B)} \times 100$	98.4	95.6	96.3	100.6	100.6	101.3	100.9	
	不良債務比率 $\frac{(オ)}{a} \times 100$	▲16.2	▲6.7	▲11.5	▲7.9	▲4.1	▲1.7	▲0.7	
	医業収支比率 $\frac{a}{b} \times 100$	91.2	87.6	86.8	91.0	90.8	91.3	91.0	
	職員給与費対医業収益比率 $\frac{c}{a} \times 100$	51.4	53.3	54.2	53.6	53.8	53.5	53.8	
	地方財政法施行令第15条第1項 により算定した資金の不足額(H)	▲307	▲124	▲215	▲151	▲78	▲32	▲13	
	資金不足比率 $\frac{(H)}{a} \times 100$	▲16.2	▲6.7	▲11.5	▲7.9	▲4.1	▲1.7	▲0.7	
	病床利用比率	77.1	76.5	77.6	77.6	77.6	77.6	77.6	

団体名 (病院名)	飯綱町立飯綱病院
--------------	----------

## 2. 収支計画(資本的収支)

(単位:百万円、%)

区分	年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
		(実績)	(実績)					
収入	1. 企 業 債	90	216	182	190	50	50	50
	2. 他 会 計 出 資 金							
	3. 他 会 計 負 担 金	213	242	243	160	173	181	178
	4. 他 会 計 借 入 金							
	5. 他 会 計 補 助 金							
	6. 国(県)補助金							
	7. そ の 他		3					
支出	収入計(a)	303	461	425	350	223	231	228
	うち翌年度へ繰り越される支出の財源充当額(b)							
	前年度許可債で当年度借入分(c)							
	純計(a)−{(b)+(c)}(A)	303	461	425	350	223	231	228
補てん財源	1. 建 設 改 良 費	118	244	203	190	50	50	50
	2. 企 業 債 償 還 金	184	216	219	254	298	314	306
	3. 他会計長期借入金返還金							
	4. そ の 他	1	1	3	3	3	3	3
	支出計(B)	303	461	425	447	351	367	359
	差引不足額(B)−(A)(C)	0	0	0	97	128	136	131
	1. 損 益 勘 定 留 保 資 金				97	128	136	131
当年度同意等債で未借入又は未発行の額	2. 利 益 剰 余 金 処 分 額							
	3. 繰 越 工 事 資 金							
	4. そ の 他							
	計(D)	0	0	0	97	128	136	131
補てん財源不足額(C)−(D)(E)		0	0	0	0	0	0	0
当年度同意等債で未借入又は未発行の額(F)								
実質財源不足額(E)−(F)		0	0	0	0	0	0	0

- 複数の病院を有する事業にあっては、合計表のほか、別途、病院ごとの計画を作成すること。
- 金額の単位は適宜変更することも可能。(例)千円単位。

## 3. 一般会計等からの繰入金の見通し

(単位:百万円)

	26年度 (実績)	27年度 (実績)	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
収益的収支	( 137) 137	( 103) 103	( 102) 102	( 196) 196	( 194) 194	( 193) 193	( 191) 191
資本的収支	( 128) 213	( 144) 242	( 142) 243	( 160) 160	( 173) 173	( 181) 181	( 178) 178
合計	( 265) 350	( 247) 345	( 244) 345	( 356) 356	( 367) 367	( 374) 374	( 369) 369

(注)

- ( )内はうち基準外繰入金額を記入すること。
- 「基準外繰入金」とは、「地方公営企業繰出金について」(総務副大臣通知)に基づき他会計から公営企業会計へ繰り入れられる繰入金以外の繰入金をいうものであること。